

関東総合通信局の窓口で受取を希望される場合、余白部分に「**窓口交付希望**」と記入願います。
郵送による交付を希望する場合は必ず「**返信用の封筒**」を同封してください。

工事担任者資格者証再交付申請書		年 月 日
総務大臣 殿		
収入印紙 (この欄に貼 ときは、他 収入印紙 みほん 1,000円 収入印紙 みほん 50円 収入印紙 みほん 300円 (収入印紙を必要額を超えて 貼っている場合は、申請書の 余白に、「過納承諾 氏名」 のように記入してください)	郵便番号 102-8795	
住 所 東京都千代田区九段南1-2-1		
(方) 電話(日中の連絡先) 03-6228-1674		
氏 名	フリガナ(姓) ソウム 漢字(姓) 総務	(名) タロウ (名) 太郎
再交付申請の場合は、1,350円分の収入印紙を貼 付してください(県が発行する収入証紙ではあり ません)。また金額を超過した収入印紙を貼付し た場合は必ず余白部分に「過納承諾 氏名」を記 入願います。 収入印紙への消印(割印)はしないでください。		
再交付の理由について、該当す るものに○をつけてください。		
理 由	1 汚損 2 破損 3 亡失 4 氏名の変更	
申請に係る資 格者証の内容	資格者証の種類	
	資格者証番号	
	氏 名	
	生 年 月 日	
変更後の氏名		
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証明する書類 2 資格者証	

写真貼付欄
1 申請者本人が写っているもの
2 写真、顔写真、顔写真、上
三分身でも月以内に撮
影されたもの
3 縦30mm×横24mm
4 写真と資格者証に貼付
されるので、撮影したもの
を何枚かはみ出さない
ように貼ってください

必ず日中に**連絡可能と
なる電話番号**を記入し
てください。

氏名変更の場合は氏名変更が確
認できる書類、資格者証を添付
をしてください。

資格者証番号が不明の場合は空欄で結構です。

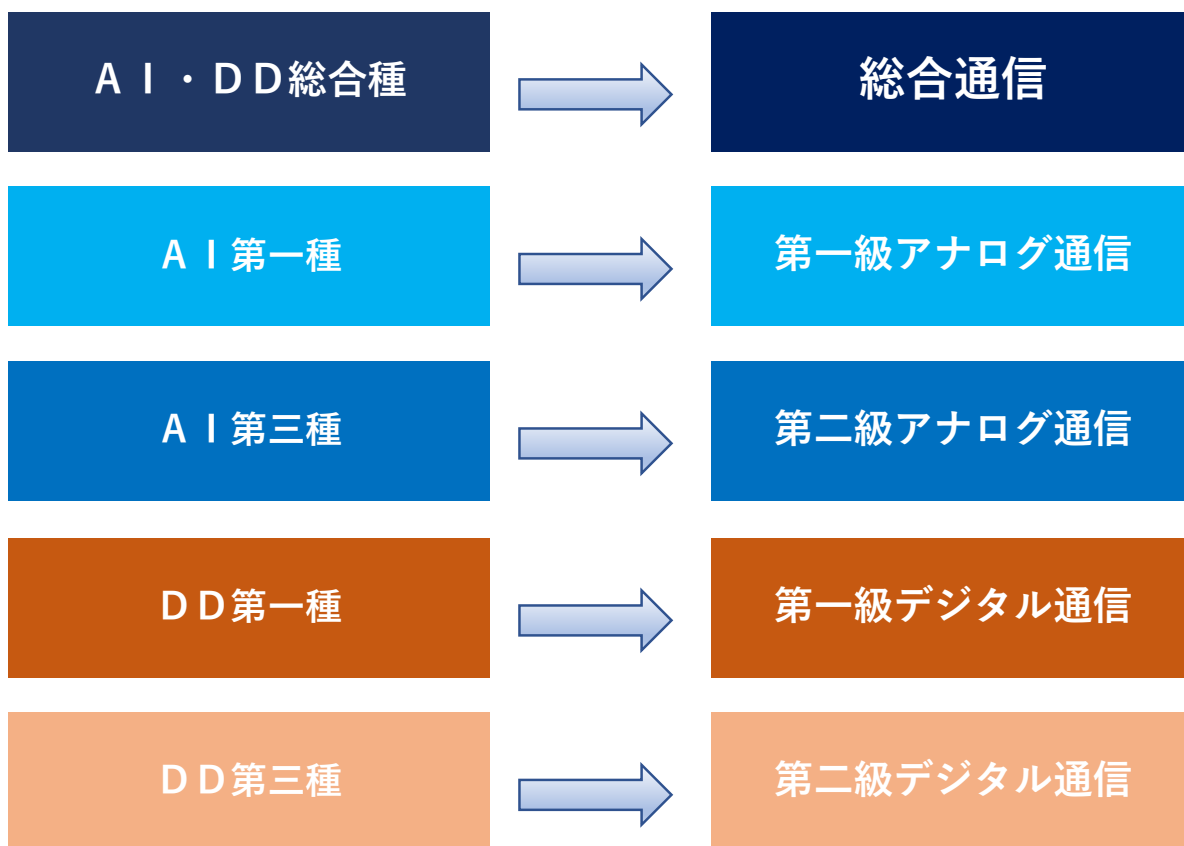
※ 写真の裏面には、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
※ 氏名の変更の事実を証明する書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等、変更の事実(変更前後の氏名)を確認できる公的書類を添付してください。なお、これら
のコピーは原本と照合できないことが確認できない場合は認められません。
※ 資格者証の郵送を希望するときは所定の郵便切手を貼り、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により
申請してください。

再交付される資格者証について

令和3年4月1日より一部の資格名称が変更となりました。
それに伴い以下の資格者証をお持ちの方が再交付申請をされた場合、新しい資格名称にて発給されますのでご了承ください。
なお、その他の資格名については変更がありませんので、従来の資格名称で再交付されます。

取得時の資格者証

再交付申請で交付される資格者証



返信用封筒の注意事項

資格者証の郵送を希望する場合、封筒に所要の郵便切手を貼付し、申請者の氏名と受け取ることができる住所を記載してください。住民票住所と一致していなくても結構です。

・当局からは基本的に資格者証のみを送付いたします。資格者証のサイズは 縦54mm×横86mm 厚さ1mm 重さ5g となりますので、定型郵便用の封筒（縦140～235mm×横90～120mm 厚さ10mm）で送付可能です。

・普通郵便による送付で不着となってしまった場合、申請者のご負担により再交付申請を行っていただくことになります。

そのため、返信用封筒は「特定記録郵便」や「簡易書留」のご利用を推奨いたします。

また簡易書留利用の注意点として、配達時に不在となり、一定期間再配達の申し込みが無かった場合、郵便物が当局へ返送されてしまいます。

この場合、再度返信用封筒を送付いただくか、当局窓口での受取となりますので、簡易書留を直接受け取れない場合は「特定記録郵便」を推奨いたします。

・複数の資格、複数の方の分をまとめて郵送希望する場合は、郵便料金の不足とならないようにご注意願います。

定型封筒での返信用封筒例

所要の切手を貼付 定型封筒、普通郵便なら110円 定型外は140円 特定記録郵便を利用する場合 所要郵便料金 + 210円 簡易書留を利用する場合 所要郵便料金 + 350円 の切手を貼付し内容を記載 (特定記録又は簡易書留)	切手 切手 申請者の受取先住所 申請者氏名 特定記録
令和6年9月1日以降に提出される申請に同封の返信用封筒には、上記料金改定後の切手を貼付けてください。	
受取可能な住所と申請者氏名を記載	